平成２３年（フ）第１２６５号
神戸市中央区旗塚通３丁目１番16号　ふじマンション301号、従前の住所神戸市兵庫区湊川町８丁目17番10―501号
破産者　大野　　博
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２号
広島市安佐南区相田７丁目48番７号
破産者　加藤塗装こと　加藤　　潤
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０１号
広島市安佐南区西原４丁目15番６―201号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原９丁目９番15―４号
破産者　村上悠紀子
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８５号
沖縄県那覇市寄宮１丁目８番52号与儀アパート302
破産者　島袋　親治
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０１号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目６番５―310号
破産者　渡辺　光春
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
開始決定時の住所北海道留萌市南町４丁目122番地の３
破産者　千田　　等
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１２号
北海道雨竜郡沼田町旭町２丁目３番50号
破産者　森田　留美
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５３号
北海道士別市大通東８丁目323番地98　コーポとくます２号室
破産者　大石　泰志
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
北海道帯広市東４条南６丁目16番地　シャトー脇坂206号室、破産手続開始時の住所北海道帯広市西21条南４丁目28番地22
破産者　横井　貞樹
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
北海道帯広市西８条南33丁目２番地６、住民票上の住所北海道帯広市西５条南39丁目３番４号
破産者　横井　　覚
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
北海道帯広市西17条北２丁目６―２　笹原マンションＡ・１―２号室、破産手続開始時の住所北海道河西郡芽室町東４条10丁目１―７荒木忍方
破産者　荒木　和子
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツ№.１
破産者　岩本　宣昭
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
北海道北見市幸町４丁目６番１―303号
破産者　小関　英子（旧姓川端・辰巳）
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
盛岡市黒石野１丁目20番59号
破産者　吉田喜美子
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６７０号
仙台市青葉区赤坂２丁目26番地の２
破産者　戸村　匠一
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
秋田市飯島字長山下72番地347
破産者　山崎　勝信
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
静岡県富士市厚原1141番地の２、前住所静岡県富士市大淵4208番地の25
破産者　秋山　浩章
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５６７号
京都府宇治市広野町寺山14番地　コーポニューアイボリー301号
破産者　三沢　哲也
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８７号
奈良県桜井市大字河西214番地の１、営業所の所在地京都市中京区御幸町通御池下ル大文字町341―６
破産者　フロムジャケットこと　池下　保博
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係